

45 公益財団法人宮城県暴力団追放推進センター



1 基本情報

所 在 地	仙台市青葉区本町3丁目5番22号			出資等の状況	宮城県	
代 表 者	理事長 高橋 博	設 立	平成3年6月27日		第1位	300,000 千円 (48.4%)
					第2位	民間企業 220,000 千円 (35.5%)
電 話	022-215-5050	ファックス	022-215-5051		第3位	仙台市他34市町村 100,000 千円 (16.1%)
					第4位	千円 ()
団体分類	自立支援団体	県主務課	警察本部 組織犯罪対策第一課		第5位	千円 ()
					その他	千円 ()
県出資額・割合	300,000 千円 (48.4%)	ホームページ	https://www.boutsui-miyagi.or.jp/	出資等総額	620,000 千円	
設立目的 (定款等)	県民の暴力団追放意識の高揚を図るとともに、民間における暴力団排除組織の中核として暴力団追放活動を推進し、もって暴力団を根絶して「安全で平穏な宮城県の実現」に寄与することを目的とする。					

2 主な事業内容

	事業名	事業費 (単位:千円)			事業内容
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	
事業1	暴力団追放啓発活動	32,863 (100.0%)	33,756 (100.0%)	32,502 (100.0%)	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条の3第2項各号に規定する事業
事業2		(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	
事業3		(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	
その他の事業		(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	
全体事業費		32,863	33,756	32,502	指定管理者

3 令和7年度の公社等の取組目標

①公益的使命、役割等に関すること	②組織運営の健全性に関すること	③財務の健全性に関すること
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「暴対法」という。)第32条の3に基づき都道府県暴力団追放運動推進センターに指定された公益財団法人であり、同条2項各号に規定された相談事業、広報活動及び社会復帰支援等の事業を行い、社会から暴力団を追放して存在基盤の根絶を図ることを目標とし、その役割を担っている。	コンプライアンス体制を強化するため、定期的な研修を実施し、職員の意識向上を図る。	民間企業の役員や顧問の公認会計士の助言を受けて適正な会計に努めるとともに、経常収益の安定化と経費の削減を目指す。

4 令和7年度の達成状況及び評価

項目	達成状況	団体による自己評価	県(主務課)の所見	参考指標
①公益的使命、役割等に関すること	無料出張相談所を年間9回開設したことや不当要求防止責任者講習を年間24回実施し計1,237名に講習するなど公益的使命・役割を果たした。	相談者の便宜を図るため、仙台弁護士会及び県警の支援を受けて、県内9か所で無料出張相談所を開設したほか、各種媒体を活用した広報啓発活動を行うとともに、暴力団組織からの離脱希望者に対する社会復帰支援のため、暴力団離脱者社会復帰支援協議会総会等を開催した。	県民に対して配慮しながら暴力相談等事業を確実に推進しているほか、工夫を凝らした各種広報活動を推進するなど、宮城県における暴力団排除活動に多大な貢献をしたことから、今後も活動が期待される。	A
②組織運営の健全性に関すること	ホームページを利用した情報公開により、組織の透明性を確保したほか、研修会などを通じて意見交換をするなどし、健全な組織運営を図った。	職員に対する啓発研修を実施するなどしてコンプライアンスの確保に努めるとともに、公認会計士の助言を受けて適正な会計に努めた。また、ホームページを利用した情報公開を実施し、透明性を確保した。	関係規定が整備され、健全な組織運営が図られている。また、民間出身者等を役員に登用し、役員会等において意見交換をするなど、自立経営の促進を図っている。	
③財務の健全性に関すること	基本財産の適正かつ効果的な運用により、約2,100万円の受取利息を得た。	物価高の影響を受けながらも、基本財産の適正かつ効果的な資産運用を図り、約2,100万円の受取利息を得た。	役員等から得た民間経営に関する意見を反映して効果的な資産運用を行い、自立性の高い法人経営を実践している。また、賛助会員の勧誘活動を積極的に行い、経営に直結させている。	
総合評価・今後の方向性と課題		実施している各種事業は、主務課と連携の下、暴力団排除組織等の関係機関・団体からの支援、協力によって実施した。基本財産を効果的に運用し、自立した運営を行った。今後は、社会情勢の変化に対応したDX化や物価高に応じた健全な経営が課題となっている。	事業を計画的に推進させていると評価ができ、コンプライアンス意識の保持や強化に努めるなど、健全な組織運営を行っている。民間経営に関する意見を反映させ、安定した財務運営を行っていると評価できる。	総合評価 A

※1 上記の「団体による自己評価」「県(主務課)の所見」及び「参考指標」は、それぞれの項目に係る経営評価指標に基づき記載しているもの。

5 経営状況（単位:千円）

区分		令和5年度	令和6年度	令和7年度	増減(R7-R6)
貸借対照表	資産合計	730,636	639,145	631,770	△ 7,375
	流動資産	16,274	10,521	7,868	△ 2,653
	固定資産	714,362	628,624	623,902	△ 4,722
	うち基本財産	653,767	566,967	562,152	△ 4,815
	負債合計	9,723	10,518	10,521	3
	流動負債	898	448	436	△ 12
	固定負債	8,825	10,070	10,085	15
	うち長期借入金	0	0	0	0
	正味財産合計	720,913	628,628	621,249	△ 7,379
	指定正味財産	653,767	565,057	560,243	△ 4,814
	一般正味財産	67,146	63,571	61,006	△ 2,565
正味財産増減計算書	経常収益	34,052	37,609	37,341	△ 268
	うち事業収益	3,344	3,410	3,476	66
	経常費用	40,580	41,184	39,905	△ 1,279
	うち管理費	7,717	7,428	7,403	△ 25
	評価損益等調整前当期経常増減額	△ 6,528	△ 3,575	△ 2,564	1,011
	当期経常増減額	△ 6,528	△ 3,575	△ 2,564	1,011
	経常外収益	62,270	13,329	0	△ 13,329
	経常外費用	0	13,329	0	△ 13,329
	当期経常外増減額	62,270	0	0	0
	当期一般正味財産増減額	55,742	△ 3,575	△ 2,564	1,011
県の財政的関与	補助金	3,281	3,281	3,281	0
	委託金 ※2	3,344	3,410	3,476	66
	負担金	0	0	0	0
	補助金等合計	6,625	6,691	6,757	66
	総収入 ※3	116,180	50,938	37,341	△ 13,597
	総収入に対する補助金等割合	5.7%	13.1%	18.1%	
	新規貸付額	0	0	0	0
	年度末貸付金残高	0	0	0	0
	損失補償(債務保証)残高	0	0	0	0

※2 委託金:随意契約によるものが対象。指定管理者制度に係る管理委託料は、非公募により選定された場合が対象。

(なお、非公募で指定管理者となった団体に利用料金収入がある場合は、利用料金収入を含めた額を計上している。)

※3 総収入＝経常収益＋経常外収益＋当期指定正味財産増加額【正味財産増減計算書】

6 主な経営指標

評価項目	算式等	令和5年度	令和6年度	令和7年度	増減(R7-R6)
正味財産比率	正味財産合計÷資産合計(総資産)×100	98.7%	98.4%	98.3%	-0.1%
流動比率	流動資産÷流動負債×100	1812.2%	2348.4%	1804.6%	-543.8%
借入金依存度	(長期借入金＋短期借入金)÷資産合計(総資産)×100	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
経常利益率	当期経常増減額÷経常収益×100	-19.2%	-9.5%	-6.9%	2.6%
管理費比率	管理費÷経常収益×100	22.7%	19.8%	19.8%	0.0%

7 組織・役職員の状況

(人)

役職員の人数		令和6年度 (実績)	令和7年度 (実績)	令和8年度 (6月末現在)	令和7年度における 常勤役職員の状況				
役員	常勤（うち県退職者）	1（ 1 ）	1（ 1 ）	1（ 1 ）	常勤役員				
	非常勤（うち県退職者）	14（ 0 ）	14（ 0 ）	14（ 0 ）	平均年齢(歳)	1名のため非公開			
職員	常勤職員（※4）	1	1	1	平均年収 (千円)	1名のため非公開			
	プロパー職員	1	1	1					
	県退職者	0	0	0	常勤職員（プロパー）				
	県派遣職員	0	0	0	平均年齢(歳)	1名のため非公開			
	その他の派遣職員	0	0	0					
	上記以外の職員(※5)	4	3	3	平均年収 (千円)	1名のため非公開			
障害者雇用の状況（※6）		法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	-	雇用障害者数	-	実雇用率	- %	不足数	-

※4 常勤職員:プロパー職員、県派遣・県退職者、その他の派遣職員(県以外の自治体、民間企業等)を指すもの。

※5 上記以外の職員:任期付職員、契約社員、嘱託、非常勤職員、臨時職員及びパート・アルバイト等、常勤職員に該当しない職員の合計を指すもの。

※6 6月1日現在で、公共職業安定所に提出する『障害者雇用状況報告書』の数値を掲載しているもの。(法定雇用率が課せられている団体のみ記載)

【除外率が適用となる団体は、除外率適用後の常用労働者数に基づき記載】

45 公益財団法人宮城県暴力団追放推進センター

1 組織運営の健全性に関する指標

No.	項目	評価内容	評価
1	経営方針	経営方針を明確にし、職員に周知しているか。 〔指標〕 ✓経営方針の職員等への周知の有無	①周知している。 ②周知していない。
			① 1 ② 0
2	組織体制	経営幹部へ民間等経験者を含む多様な人材を登用しているか。 〔指標〕 ✓役員に民間企業等出身者を登用・配置の有無	①登用している。 ②登用していない。
			① 1 ② 0
		人材育成の取組を行っているか。 〔指標〕 ✓人材育成や内部登用、独自の人材確保の取組の有無	①行っている。 ②行っていない。
			① 1 ② 0
3	内部統制	DX推進に向けた体制を整備しているか。 〔指標〕 ✓DXについて検討・推進を行う部署の設置又は担当者の配置の有無	①設置又は配置している。 ②設置又は配置していない。
			① 1 ② 0
		必要な業務規程を整備しているか。 〔指標〕 ✓右欄に掲げる業務規程等の整備状況	①8項目以上整備 ②8項目未満整備
			① 1 ② 0
		就業規則	■
		役員報酬規程	■
		職務分掌規程	■
		会計規程	■
		契約規程	■
		決裁規程	■
		給与規程	■
		退職手当規程	■
		施設等管理規程	□
		業務継続計画（BCP）	■
		実効的な外部監査を受けているか。 〔指標〕 ✓公認会計士・税理士の関与の有無	①公認会計士・税理士による監事（監査役）監査の実施又は監査法人による監査の実施。 ②公認会計士・税理士による定期的な指導を受けている。 ③公認会計士・税理士による関与はない。
			① 2 ② 1 ③ 0
			① 1 ② 0
		組織内の業務監査体制を整備しているか。 〔指標〕 ✓組織内の業務監査体制の整備の有無	①整備している。 ②整備していない。
			① 1 ② 0

No.	項目	評価内容	評価		
3	内部統制	適切に情報公開を行っているか。 〔指標〕 ✓右欄に掲げる資料の団体ホームページにおける公開状況	①下記のうち、6項目以上（会社法法人・その他の法人は4項目以上）を公開している。	2	2
			②下記のうち、6項目未満（会社法法人・その他の法人は4項目未満）を公開している。	1	
			③ホームページで公開していない。	0	
			定款（寄附行為）	■	
			役員等名簿	□	
			事業計画書	■	
			収支予算書	■	
			事業（営業）報告書	■	
			収支計算書	■	
			貸借対照表	■	
			損益計算書（正味財産増減計算書）	■	
			財産目録	■	
			キャッシュフロー計算書（作成している場合）	□	
			役員の報酬・退職金に関する規定	■	
	コンプライアンスに関する取組を行っているか。 〔指標〕 ✓右欄に掲げる取組の実施状況	①3項目以上実施している。	2	1	
		②1～2項目実施している。	1		
		③実施していない。	0		
		○コンプライアンスに関する規程を整備している。	■		
		○マニュアル等を作成し、職員に配布する等周知を図っている。	□		
		○職員に対する啓発等研修の場を設定している。	■		
○公益通報者保護法に基づく公益通報制度を設けている。		□			
○その他、コンプライアンス経営を充実するための取組を実施している。		□			
合計（12点満点）			9		

組織運営の健全性の目標	目標の達成状況【令和7年度実績】	
コンプライアンス体制を強化するため、定期的な研修を実施し、職員の意識向上を図る。	ホームページを利用した情報公開により、組織の透明性を確保したほか、研修会などを通じて意見交換をするなどし、健全な組織運営を図った。	
団体による自己評価 （概況、今後の方向性と課題等）	県（主務課）の所見	参考指標
職員に対する啓発研修を実施するなどしてコンプライアンスの確保に努めるとともに、公認会計士の助言を受けて適正な会計に努めた。また、ホームページを利用した情報公開を実施し、透明性を確保した。	関係規定が整備され、健全な組織運営が図られている。また、民間出身者等を役員に登用し、役員会等において意見交換をするなど、自立経営の促進を図っている。	A

<参考指標>

合計点が

9～12点の場合：A（概ね良好）

6～8点の場合：B（改善の余地あり）

3～5点の場合：C（改善措置が必要）

0～2点の場合：D（大いに改善措置が必要）

2 財務の健全性に関する指標

No.	項目	評価内容		評価	
1	採算性	経常的な活動は赤字傾向にないか。 〔指標〕 ✓正味財産増減計算書：経常増減額 ✓損益計算書：経常損益 ✓収支計算書：事業収入-（事業費＋管理費）	①3期連続黒字（増加）	3	0
			②当期黒字（増加） 又は 当期赤字（減少）かつ2期黒字（増加）	2	
			③当期赤字（減少）かつ1期黒字（増加）	1	
			④3期連続赤字（減少）	0	
		事業活動全体は赤字傾向にないか。 〔指標〕 ✓正味財産増減計算書：正味財産増減額 ✓損益計算書：純利益（損失） ✓収支計算書：収支差額	①3期連続黒字（増加）	3	1
			②当期黒字（増加） 又は 当期赤字（減少）かつ2期黒字（増加）	2	
			③当期赤字（減少）かつ1期黒字（増加）	1	
			④3期連続赤字（減少）	0	
	累積欠損金はないか。 〔指標〕 ✓公益法人会計：正味財産合計-出資等合計 ✓企業会計：利益剰余金	①当期≧0（累積欠損金なし）	2	2	
		②当期<0（累積欠損金あり）	0		
2	安全性	財務は安定しているか。 〔指標〕正味財産（自己資本）比率の状況 ✓正味財産合計（純資産）÷資産合計×100	①当期≧30%	2	2
			②当期<30%	0	
	借入金に依存していないか。 〔指標〕借入金依存度の状況 ✓（短期借入金＋長期借入金）÷資産合計 ×100	①当期≦正味財産（自己資本）比率、借入金なし	1	1	
		②当期>正味財産（自己資本）比率	0		
		十分な支払能力を維持しているか。 〔指標〕流動比率の状況 ✓流動資産÷流動負債×100	①当期≧100%	1	1
			②当期<100%	0	
合計（12点満点）					7

財務の健全性の目標	目標の達成状況【令和7年度実績】	
民間企業の役員や顧問の公認会計士の助言を受けて適正な会計に努めるとともに、経常収益の安定化と経費の削減を目指す。	基本財産の適正かつ効果的な運用により、約2,100万円の受取利息を得た。	
団体による自己評価 （概況、今後の方向性と課題等）	県（主務課）の所見	参考指標
物価高の影響を受けながらも、基本財産の適正かつ効果的な資産運用を図り、約2,100万円の受取利息を得た。	役員等から得た民間経営に関する意見を反映して効果的な資産運用を行い、自立性の高い法人経営を実践している。また、賛助会員の勧誘活動を積極的に行い、経営に直結させている。	B

<参考指標>

合計点が
 10～12点の場合：A（概ね良好）
 6～9点の場合：B（改善の余地あり）
 3～5点の場合：C（改善措置が必要）
 0～2点の場合：D（大いに改善措置が必要）